

## 世田谷区の緑化地域制度導入の背景など

### 【導入の背景】

世田谷区では区内の樹林地の多くが、民有地に存在しており、民有地の緑を守り、増やすことが課題となっている。

「みどりの基本計画」では「みどり率 33%」の実現に向け、従前からの条例に基づく緑化指導に加え、緑化地域制度による緑化義務を導入するという結論に至った。

「みどりの基本計画」では、緑化地域制度による緑化指導・誘導について記載している（具体的な数値基準については記載なし）。

### 【制度導入に対する区民等からの意見】

区では、区民のみどりに関する関心と意識が高く、パブコメ・意見募集では反対意見はほとんど見られなかった。

緑化率の設定に関しても、制度導入前から、条例に基づき基準緑化率を指導しており、緑化地域制度導入においても法律の上限内で、かつ条例の緑化率を超えないよう都市計画に定めたことから、「これまで以上に基準は厳しくならない」と説得できた。

### 【区域の設定】

庁内の検討では、重点地区のみに導入するという考えもあったが、全区を挙げて緑化推進に取り組んでいる中、線引きする意義は低いとの結論に至った。

### 【違反に対する状況と対応】

計画から完了までの違反

- ・建築確認申請に伴い、区建築審査課において、確認検査機関からの受付通知と「区街づくり情報システム」の届出データを照合し、緑化率適合証明発行の有無を確認している。

- ・完了時についても、同様に区街づくり課への提出の有無をチェックし、未届物件は、現場確認し、緑化未完了の場合は、確認審査機関及び事業者に適法化を指導している。